

消費税免税制度を利用するための在留証明の申請

在ハガツニャ総領事館

1. 在留証明申請時の必要書類

- (1) 有効な日本国旅券
- (2) 在留証明の申請日から起算して、過去2年以上アメリカ国内に住所を有していることを証明する書類

(例)

- Mayors Office 発行の証明書
- 賃貸契約書及び現在の住所がわかる書類 等

※ 住所を定めた年月日が必要となります。Mayors Office にて証明書をもらう際、年や月までの記載ではなく、日付まで記載したものを受領してください。

- (3) 戸籍謄(抄)本

※ 現在の本籍地がわかるものをご用意ください。写しも可です。

2. 留意点

- ・ 過去2年以内にアメリカ国内で転居している場合には、過去2年の範囲内で居住した全ての住所につき、上記書類が必要となります。
- ・ 上記書類の提出ができない場合には、当館では免税用の在留証明を発給できませんので、日本国内の市町村役場等で取得できる本籍地が記載された「戸籍の付票の写し」を取得の上ご利用ください。

3. 免税制度に関する詳細は以下をご確認ください。

- [日本国籍を有する方](#)
- [外国籍を有する方](#)
- 観光庁ウェブサイト <https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>
- お問い合わせ先：
観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当
メールアドレス：hqt-taxfree@mlit.go.jp